

令和5年11月29日

令和5年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

令和5年11月29日会議提出議案一覧表

議案第25号	令和5年度鳥羽市一般会計補正予算（第6号）	・・・別冊
議案第26号	令和5年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	・・・別冊
議案第27号	令和5年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	・・・別冊
議案第28号	令和5年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第1号）	・・・別冊
議案第29号	令和5年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	・・・別冊
議案第30号	令和5年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	・・・別冊
議案第31号	令和5年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第2号）	・・・別冊
議案第32号	鳥羽市職員給与条例の一部改正について	・・・1
議案第33号	鳥羽市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について	・・・17
議案第34号	鳥羽市火災予防条例の一部改正について	・・・19
議案第35号	指定管理者の指定について（鳥羽市立長岡診療所）	・・・23

議案第 32 号

鳥羽市職員給与条例の一部改正について

鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 11 月 29 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

人事院勧告に基づき本市職員の給料、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当を引き上げる改正を行いたく、本提案とするものである。

鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 鳥羽市職員給与条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「414,800円」を「415,600円」に改める。

第43条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第44条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職	1	百円 1,621	百円 2,080	百円 2,409	百円 2,716	百円 2,954	百円 3,231
	2	1,632	2,097	2,424	2,732	2,975	3,253
	3	1,644	2,114	2,438	2,747	2,995	3,275
	4	1,655	2,129	2,452	2,763	3,014	3,295

員 以 外 の 職 員	5	1, 666	2, 144	2, 464	2, 778	3, 032	3, 315
	6	1, 677	2, 162	2, 480	2, 795	3, 050	3, 335
	7	1, 688	2, 179	2, 495	2, 813	3, 066	3, 354
	8	1, 699	2, 196	2, 509	2, 831	3, 082	3, 373
	9	1, 709	2, 211	2, 520	2, 848	3, 098	3, 392
	10	1, 723	2, 226	2, 534	2, 867	3, 120	3, 412
	11	1, 736	2, 241	2, 549	2, 885	3, 142	3, 432
	12	1, 749	2, 256	2, 562	2, 903	3, 162	3, 452
	13	1, 761	2, 268	2, 575	2, 921	3, 182	3, 470
	14	1, 776	2, 282	2, 587	2, 937	3, 202	3, 490
	15	1, 791	2, 296	2, 599	2, 951	3, 221	3, 509
	16	1, 807	2, 310	2, 611	2, 965	3, 240	3, 528
	17	1, 818	2, 324	2, 623	2, 980	3, 259	3, 545
	18	1, 832	2, 340	2, 636	3, 000	3, 279	3, 565
	19	1, 846	2, 355	2, 649	3, 020	3, 298	3, 583
	20	1, 860	2, 369	2, 662	3, 038	3, 317	3, 602
	21	1, 873	2, 381	2, 676	3, 055	3, 334	3, 621
	22	1, 896	2, 397	2, 691	3, 074	3, 354	3, 640

	23	1, 918	2, 412	2, 707	3, 093	3, 374	3, 659
	24	1, 940	2, 426	2, 722	3, 111	3, 393	3, 678
	25	1, 962	2, 436	2, 738	3, 128	3, 407	3, 697
	26	1, 979	2, 451	2, 755	3, 148	3, 426	3, 716
	27	1, 994	2, 464	2, 771	3, 168	3, 445	3, 735
	28	2, 009	2, 476	2, 787	3, 187	3, 464	3, 754
	29	2, 024	2, 487	2, 803	3, 204	3, 480	3, 769
	30	2, 038	2, 497	2, 818	3, 224	3, 499	3, 787
	31	2, 052	2, 506	2, 833	3, 244	3, 517	3, 805
	32	2, 066	2, 515	2, 848	3, 264	3, 535	3, 821
	33	2, 080	2, 524	2, 859	3, 276	3, 553	3, 838
	34	2, 093	2, 533	2, 875	3, 296	3, 571	3, 852
	35	2, 106	2, 541	2, 890	3, 315	3, 588	3, 866
	36	2, 119	2, 549	2, 905	3, 335	3, 605	3, 880
	37	2, 132	2, 556	2, 919	3, 354	3, 619	3, 894
	38	2, 144	2, 567	2, 935	3, 373	3, 632	3, 906
	39	2, 156	2, 579	2, 951	3, 392	3, 645	3, 918
	40	2, 167	2, 590	2, 967	3, 411	3, 659	3, 928

	41	2, 178	2, 602	2, 982	3, 429	3, 670	3, 939
	42	2, 189	2, 614	2, 998	3, 448	3, 679	3, 951
	43	2, 199	2, 625	3, 013	3, 466	3, 689	3, 962
	44	2, 209	2, 636	3, 028	3, 484	3, 700	3, 973
	45	2, 218	2, 647	3, 044	3, 499	3, 708	3, 980
	46	2, 227	2, 658	3, 060	3, 513	3, 717	3, 987
	47	2, 236	2, 669	3, 076	3, 527	3, 726	3, 994
	48	2, 245	2, 679	3, 091	3, 542	3, 734	4, 001
	49	2, 254	2, 689	3, 100	3, 557	3, 742	4, 007
	50	2, 263	2, 699	3, 115	3, 565	3, 750	4, 013
	51	2, 272	2, 709	3, 130	3, 575	3, 758	4, 018
	52	2, 281	2, 718	3, 146	3, 585	3, 765	4, 022
	53	2, 289	2, 727	3, 162	3, 594	3, 772	4, 026
	54	2, 298	2, 736	3, 178	3, 605	3, 779	4, 029
	55	2, 307	2, 745	3, 193	3, 614	3, 786	4, 032
	56	2, 315	2, 754	3, 208	3, 624	3, 793	4, 035
	57	2, 318	2, 763	3, 222	3, 633	3, 798	4, 038
	58	2, 326	2, 772	3, 234	3, 640	3, 804	4, 041

	59	2, 333	2, 781	3, 245	3, 647	3, 810	4, 044
	60	2, 339	2, 790	3, 256	3, 653	3, 817	4, 047
	61	2, 345	2, 800	3, 263	3, 657	3, 821	4, 050
	62	2, 352	2, 810	3, 272	3, 663	3, 828	4, 053
	63	2, 358	2, 819	3, 280	3, 670	3, 834	4, 056
	64	2, 363	2, 828	3, 288	3, 677	3, 840	4, 059
	65	2, 368	2, 833	3, 296	3, 680	3, 844	4, 062
	66	2, 373	2, 840	3, 300	3, 687	3, 850	4, 065
	67	2, 378	2, 847	3, 306	3, 694	3, 856	4, 068
	68	2, 384	2, 856	3, 313	3, 700	3, 862	4, 071
	69	2, 389	2, 866	3, 321	3, 703	3, 866	4, 073
	70	2, 394	2, 874	3, 328	3, 709	3, 871	4, 076
	71	2, 399	2, 882	3, 335	3, 716	3, 876	4, 079
	72	2, 404	2, 890	3, 341	3, 722	3, 882	4, 081
	73	2, 409	2, 897	3, 346	3, 725	3, 885	4, 083
	74	2, 414	2, 902	3, 352	3, 731	3, 889	4, 086
	75	2, 418	2, 906	3, 357	3, 738	3, 893	4, 089
	76	2, 423	2, 910	3, 363	3, 744	3, 897	4, 091

	77	2, 428	2, 912	3, 366	3, 748	3, 900	4, 093
	78	2, 433	2, 915	3, 371	3, 753	3, 903	4, 096
	79	2, 438	2, 917	3, 375	3, 759	3, 906	4, 099
	80	2, 443	2, 920	3, 379	3, 764	3, 908	4, 101
	81	2, 447	2, 922	3, 383	3, 769	3, 910	4, 103
	82	2, 452	2, 924	3, 388	3, 775	3, 913	4, 106
	83	2, 456	2, 927	3, 393	3, 780	3, 916	4, 109
	84	2, 460	2, 929	3, 398	3, 783	3, 918	4, 111
	85	2, 464	2, 932	3, 401	3, 787	3, 920	4, 113
	86	2, 468	2, 935	3, 405	3, 792	3, 923	
	87	2, 472	2, 938	3, 410	3, 796	3, 926	
	88	2, 476	2, 941	3, 414	3, 800	3, 928	
	89	2, 480	2, 944	3, 417	3, 804	3, 930	
	90	2, 485	2, 948	3, 421	3, 809	3, 933	
	91	2, 488	2, 951	3, 426	3, 813	3, 936	
	92	2, 491	2, 955	3, 430	3, 817	3, 938	
	93	2, 494	2, 957	3, 432	3, 820	3, 940	
	94		2, 959	3, 436			

	95		2, 962	3, 441			
	96		2, 966	3, 445			
	97		2, 968	3, 447			
	98		2, 971	3, 451			
	99		2, 975	3, 455			
	100		2, 979	3, 458			
	101		2, 981	3, 461			
	102		2, 984	3, 465			
	103		2, 988	3, 469			
	104		2, 991	3, 473			
	105		2, 993	3, 478			
	106		2, 996	3, 482			
	107		3, 000	3, 486			
	108		3, 003	3, 490			
	109		3, 005	3, 495			
	110		3, 009	3, 499			
	111		3, 013	3, 502			
	112		3, 016	3, 505			

	113		3,018	3,510			
	114		3,020				
	115		3,023				
	116		3,027				
	117		3,029				
	118		3,031				
	119		3,034				
	120		3,037				
	121		3,041				
	122		3,043				
	123		3,046				
	124		3,049				
	125		3,052				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給 料月額	基 準 給 料月額	基 準 給 料月額	基 準 給 料月額	基 準 給 料月額	基 準 給 料月額
		百 円	百 円	百 円	百 円	百 円	百 円
		1,887	2,162	2,562	2,756	2,907	3,162

別表第3（第2条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	百円 2,647	百円 3,466	百円 4,069	百円 4,747
	2	2,672	3,496	4,096	4,770
	3	2,696	3,524	4,121	4,792
	4	2,720	3,553	4,147	4,815
	5	2,741	3,578	4,171	4,837
	6	2,776	3,608	4,191	4,858
	7	2,811	3,638	4,209	4,880
	8	2,845	3,666	4,228	4,900
	9	2,881	3,687	4,246	4,919
	10	2,916	3,712	4,273	4,940
	11	2,952	3,739	4,298	4,961
	12	2,987	3,764	4,322	4,982
	13	3,022	3,791	4,344	5,003
	14	3,061	3,825	4,369	5,022

	15	3, 100	3, 855	4, 389	5, 043
	16	3, 136	3, 888	4, 410	5, 064
	17	3, 172	3, 918	4, 430	5, 083
	18	3, 207	3, 944	4, 452	5, 103
	19	3, 242	3, 968	4, 474	5, 123
	20	3, 277	3, 993	4, 495	5, 141
	21	3, 313	4, 019	4, 509	5, 159
	22	3, 350	4, 039	4, 533	5, 177
	23	3, 384	4, 055	4, 556	5, 195
	24	3, 417	4, 071	4, 578	5, 213
	25	3, 450	4, 088	4, 598	5, 229
	26	3, 475	4, 110	4, 621	5, 247
	27	3, 500	4, 131	4, 643	5, 265
	28	3, 523	4, 151	4, 666	5, 283
	29	3, 544	4, 172	4, 687	5, 299
	30	3, 561	4, 193	4, 709	5, 317
	31	3, 578	4, 209	4, 732	5, 335
	32	3, 596	4, 226	4, 753	5, 353

	33	3, 615	4, 245	4, 771	5, 369
	34	3, 637	4, 260	4, 792	5, 387
	35	3, 658	4, 278	4, 813	5, 404
	36	3, 678	4, 296	4, 833	5, 421
	37	3, 697	4, 315	4, 854	5, 437
	38	3, 719	4, 335	4, 871	5, 453
	39	3, 740	4, 353	4, 889	5, 467
	40	3, 760	4, 372	4, 907	5, 483
	41	3, 780	4, 390	4, 923	5, 498
	42	3, 787	4, 407	4, 941	5, 512
	43	3, 793	4, 424	4, 959	5, 526
	44	3, 800	4, 442	4, 975	5, 539
	45	3, 809	4, 460	4, 989	5, 551
	46	3, 822	4, 478	5, 006	5, 561
	47	3, 835	4, 495	5, 024	5, 571
	48	3, 848	4, 512	5, 041	5, 581
	49	3, 856	4, 528	5, 056	5, 591
	50	3, 864	4, 545	5, 069	5, 600

	51	3, 872	4, 562	5, 082	5, 609
	52	3, 877	4, 579	5, 095	5, 618
	53	3, 885	4, 598	5, 105	5, 626
	54	3, 893	4, 610	5, 118	5, 635
	55	3, 900	4, 622	5, 131	5, 644
	56	3, 907	4, 634	5, 144	5, 653
	57	3, 914	4, 644	5, 154	5, 662
	58	3, 923	4, 654	5, 162	5, 671
	59	3, 930	4, 663	5, 170	5, 680
	60	3, 936	4, 671	5, 178	5, 687
	61	3, 941	4, 679	5, 187	5, 696
	62	3, 946	4, 686	5, 195	5, 705
	63	3, 950	4, 693	5, 204	5, 714
	64	3, 954	4, 699	5, 212	5, 723
	65	3, 957	4, 706	5, 221	5, 732
	66		4, 713	5, 230	
	67		4, 719	5, 237	
	68		4, 725	5, 246	

	69		4, 728	5, 255	
	70		4, 734	5, 263	
	71		4, 741	5, 272	
	72		4, 748	5, 281	
	73		4, 752	5, 289	
	74		4, 758	5, 298	
	75		4, 765	5, 307	
	76		4, 772	5, 314	
	77		4, 776	5, 322	
	78		4, 782	5, 331	
	79		4, 788	5, 340	
	80		4, 793	5, 349	
	81		4, 799	5, 357	
	82		4, 804	5, 366	
	83		4, 809	5, 375	
	84		4, 814	5, 384	
	85		4, 818	5, 392	
	86		4, 824	5, 401	

	87		4,828	5,410	
	88		4,833	5,419	
	89		4,838	5,427	
	90		4,844		
	91		4,850		
	92		4,854		
	93		4,859		
	94		4,865		
	95		4,871		
	96		4,876		
	97		4,881		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		百円 2,973	百円 3,397	百円 3,943	百円 4,674

第2条 鳥羽市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第43条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「、100分の105」を「、100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分

の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第44条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（鳥羽市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第43条第2項及び第3項並びに第44条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、令和5年4月1日から適用し、第1条の規定（給与条例第43条第2項及び第3項並びに第44条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 33 号

鳥羽市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

鳥羽市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 11 月 29 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成21年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「の規定による」を「及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定により」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

鳥羽市火災予防条例の一部改正について

鳥羽市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 11 月 29 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市火災予防条例の一部を改正する条例

鳥羽市火災予防条例（昭和37年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3ふろがまの項及び温風暖房機の項中「k w」を「k W」に改め、同表厨房設備の項中「k w」を「k W」に、

「

上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
-------------	----------------	---	-----	-----	-----	-----

	使用温度が300℃以上 800℃未満のもの	—	150	100	200	100
	使用温度が300℃未満 のもの	—	100	50	100	50

」を「

固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃 料とする もの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不 燃	木炭を燃 料とする もの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
上記に分類さ れないもの			使用温度が800℃以上 のもの	—	250	200	300	200
			使用温度が300℃以上 800℃未満のもの	—	150	100	200	100
			使用温度が300℃未満 のもの	—	100	50	100	50

」

に改め、ボイラーの項、ストーブの項、乾燥設備の項、簡易湯沸設備の項、給湯湯沸設備の項、移動式ストーブの項、調理用器具の項、移動式こんろの項、電気温風機の項、電気調理用機器の項、電気天火の項、電子レンジの項、電気ストーブの項、電気乾燥機の項、電気乾燥機の項及び電気温水器の項中「k w」を「k W」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の鳥羽市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第 1 項に規定する蓄電池設備（附則第 4 項に掲げるものを除く。以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第 1 項第 3 号の 2（新条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第11条第 3 項、第12条第 2 項及び第 3 項並びに第13条第 2 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第 1 項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第 1 項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第 1 項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して 2 年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第 35 号

指定管理者の指定について

次のとおり地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
鳥羽市立長岡診療所	東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号 公益社団法人地域医療振興協会 理事長 吉新 通康	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 11 月 29 日 提 出

令和 5 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。